

## 事業計画

### 事業方針

近年、少子高齢化や人口減少、家族形態、社会構造の変化などにより地域や家庭が持っていた支え合いの力が急速に失われ、それに伴って社会的孤立や生活困窮による問題をはじめ様々な福祉課題・生活問題が拡大してきています。そうした問題に対応するため、地域のつながりの強化や支えあいの再構築が求められており、地域住民が課題を抱えながらも互いに支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現が求められています。

本会では、そうした地域づくりへの取組みを行っていくとともに公的サービスとの協働、多様な担い手の発掘・養成などを行いながら地域の福祉力アップを図っていきます。

また、介護保険事業については、町内唯一の訪問介護事業所として今後も継続して質の高いサービスを提供していけるよう、安定的な経営体制づくりを行っていきます。

上記を重点項目とし、地域住民やボランティア、民生児童委員、福祉協力員、福祉推進員、行政、関係団体等と連携・協力し、地域福祉活動計画の基本理念「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」実現を目指して次の各事業に取り組めます。

### 事業内容

(網掛け：新規事業及び新たな取組み事項)

#### 1. 法人運営

##### (1) 組織の運営

- ①理事会の開催 (年4回を予定 6月2回・11月・3月)
- ②評議員会の開催 (年2回を予定 6月・3月)
- ③監事会の開催 (5月)
- ④正副会長会 (随時開催)
- ⑤評議員選任・解任委員会の開催 (随時開催)

##### (2) 財政基盤の強化

会費の使途等について、福祉だよりに掲載するなどして住民参加による社協活動であることのPRに努めるとともに未加入法人に対して訪問を行うなどして、会費口数・特別会員、法人会員の増員を図ります。(7月に募集)

##### (3) 職員の育成・スキルアップ

職員の資質・スキルの向上を目的とした内部研修を行うほか、県社協などが行う外部研修に積極的に職員を派遣します。

## 2. 企画・広報活動

### (1) 広報紙「やおつ福祉だより」の発行（共同募金配分金事業）

社協及び社協事業について理解いただくため、町内全戸に配布する広報紙「やおつ福祉だより」の内容に工夫を加え、充実を図ります。（年4回発行）

### (2) 社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉活動に功労のあった方々を顕彰するとともに大会に合わせて社会福祉に対する理解を深めていただくことを目的とした福祉講演会を開催します。

### (3) 社協の見える化の推進

①様々な世代に対して社協の活動を知ってもらうため、新聞やホームページ、ケーブルテレビなどを活用した広報を行います。

②社協の役割や実施している事業について分かりやすく紹介し、理解を深めていただくためのパンフレットを作成し、町内全戸に配布します。

## 3. 調査・研究

### (1) 移動制約者の移動手段に関する研究

高齢者や障がい者、年少者など自動車を運転できず、移動に制約がある方の移動手段の内、住民参加による移送サービスについて町とともに調査・研究を行います。

### (2) 福祉協力校事業のあり方に関する研究

児童・生徒の「福祉の心」を深め、「生きる力」を育むことを目的に学校内で完結する活動だけでなく、地域の中で高齢者や障がい者などを含めた住民とともに活動の推進について学校側と協議しながら研究していきます。

### (3) 在宅介護サービスの安定的な提供に関する研究

仕事量の変動に対応し、安定・継続的に質の高いサービスが提供できる体制づくりについて調査・研究を行います。

## 4. 相談・支援事業

### (1) 福祉総合相談の実施

職員全員が福祉全般に関する総合的な相談窓口となり、電話・面談で相談を受け、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。（随時受付）

### (2) 無料法律相談の実施（共同募金配分金事業）

生活上の法律問題の解決に向けた相談・支援を目的として弁護士による無料法律相談を実施します。（年6回・偶数月）

### (3) 年金・労働問題相談会の開催

年金に関する疑問や心配、職場の労働問題に関する相談に社会保険労務士が応じる年金・労働問題相談会を開催します。（秋頃・年1回）

### (4) 生活困窮者に対する支援（県社協協定事業）

生活に困窮し、不安や困りごとを抱えている方の相談を受け、県・県社協・町と連携して支援制度を紹介したり関係機関へつなぐなどの支援を行います。

## (5) 日常生活自立支援事業（県社協委託事業）

認知症高齢者、知的・精神障がい者等のうち判断能力に不安がある方が、地域で安心して自立した生活を続けられるよう本会与契約を締結し、生活支援員が定期的に訪問して福祉サービスの契約の代行や預貯金の出し入れ等をお手伝いします。

## 5. 地域福祉活動の推進

### (1) 地域支援体制づくり

生活支援コーディネーターを中心に町・関係団体等と協力連携し、地域資源の把握、情報の共有、サービスの検討・開発を行いながら、地域の支え合い体制づくりを推進します。

### (2) 小地域福祉活動の推進

民生児童委員・福祉協力員・福祉活動推進員（自治会長）と連携・協力し、地域における福祉課題の把握、解決に向けた取組みを行います。また、小学校区・中学校区単位で行われる住民主体の地域福祉活動に対して、活動費を助成するなどして活性化を図ります。

### (3) ふれあいいいききサロン活動の推進

住民が歩いて行ける身近な場所でより高い頻度でサロンを開催していただくよう働きかけを行うとともに未実施の地域に対してキーパーソンの発掘やサロンの立上げに必要な資材を貸出すなど活動開始に向けた働きかけを行っていきます。また、サロン代表者による情報交換会の開催、サロンへのレクリエーション用具の貸出しやボランティアの紹介を行うなどして活動の活性化を図ります。

### (4) 地域の憩いの場づくりの推進

東部地区において、住民が気軽に集い交流することができる憩いの場づくり活動（くたみん）を地域の方やボランティア等と相談、協力しながら拡大していきます。また、東部地区の訪問介護事業の拠点としても活用します。

### (5) チョコっと支えあい活動の推進

高齢者等の日常のちょっとした困りごとを手助けする互助組織「チョコっと」の活動のピーアールを行って登録者の拡大を図るとともに地域の福祉ニーズとチョコっとの活動を結び付けるコーディネート、事務局業務を行います。

### (6) 地域の見守り活動の推進

日常生活の中で地域の異変に気を配る「みまもり隊ボランティア活動」を推進し、住民に対して登録、活動への参加の呼びかけを行って地域内のゆるやかな見守り体制づくりを図ります。

### (7) 多世代交流の推進

異なる世代が互いに支え、助け合う地域共生社会づくりを推進するために地域の中で高齢者と子どもなどの異なる世代が一緒に参加し、活動・交流する機会づくりを拡大していきます。

## (8) 地域協議会の開催

町内の社会福祉法人が、社会福祉充実残額を活用して地域公益事業を行う社会福祉充実計画を作成した場合、その計画に地域の福祉ニーズが的確に反映されているか住民及び関係者の意見を聴く地域協議会を開催します。

## 6. ボランティア活動の推進

### (1) ボランティア活動の普及・啓発

町内で行われているボランティア活動について福祉だよりなどで紹介、ピーアールを行うとともに町内で必要とされている活動を具体的に示し、養成講座や研修会を開催するなどして住民がボランティア活動を始めるきっかけづくりを行います。

### (2) ボランティア活動者の支援

ボランティア活動者が打合せや活動等に行う会議室や活動に必要な器材等の貸出しを行うほか、社協登録ボランティア団体が加入するボランティア活動保険料の負担、活動費の一部を助成するなどの支援を行います。

### (3) 福祉教育の推進

#### ①福祉協力校・福祉協力園の指定と助成（共同募金配分金事業）

町内の全小学校・中学校・高等学校・保育園を福祉協力校・園に指定し、各学校や保育園、地域の特色を生かした子どもの「福祉の心」を育てる福祉教育・福祉活動を推進します。

#### ②学校で行われる福祉講座への協力

総合学習の時間等を利用して学校で行われる点字学習、車いす体験などの講師として職員を派遣したり、必要な器材の貸出しを行います。

#### ③サマーボランティアスクール・ワークキャンプの開催

学校の夏休み期間に児童生徒が福祉について学ぶ数日間の福祉講座や町内の施設で介護等の体験を行う機会づくりを行います。

### (4) ボランティア団体リーダー交流・研修会の開催

町内のボランティア団体の活動の活性化を目的に活動の中心的な立場にある方に対する研修会を行うとともに相互に情報・意見交換する機会づくりを行います。また、他市町村のボランティア団体との交流の機会づくりを積極的に行っていきます。

### (5) 災害ボランティア研修会等の開催

住民に対して、災害ボランティアセンターに関する理解の促進を図り、センター立上げ時に運営に協力していただく方の登録を行うとともに災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、万一の災害に備えます。

## 7. 在宅福祉の推進

### (1) 健康・生きがいづくり

#### ①男の料理教室

食生活改善推進協議会の協力をいただき、概ね60歳以上の男性を対象とした料理教室を開催します。（1月～3月開催予定）

## ②らく楽トレーニング講座、らく楽自主トレーニング等の開催（町委託事業）

主に高齢者の方を対象に心身機能の向上を目的にトレーニング機器を使って行う運動について学ぶ講座を開催します。合わせて、講座修了者が自主的に運動を行う「らく楽自主トレーニング」及びその補助を行う方に対する「トレーニングボランティア養成講座」を開催します。

### (2) 介護者の支援

#### ①介護者のつどい（町委託事業）

寝たきりの高齢者を介護されている方の息抜きとリフレッシュを目的として、食事会・交流会を開催します。

#### ②新たな介護人材の育成、地域介護力の向上への取り組み

新たに介護の職を担う人材を育成するとともに地域や家庭の介護力の向上を図ることを目的に住民向けの介護職員初任者研修を開催します。また、受講者に対して受講料の一部を助成します。

## 8. 介護保険等事業

### (1) 訪問介護事業

介護保険法に基づき、要介護と判定された高齢者等の自宅へ訪問介護員（ヘルパー）を派遣し、入浴や排せつ、食事等の介護や掃除、洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言を行います。

### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス

在宅の要支援者で事業対象者と判定された方の自宅へホームヘルパーを派遣し、本人に残された身体機能を可能な限り活用しながら地域において自立した生活を継続できるように支援します。

### (3) 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、介護支援専門員（ケアマネージャー）による介護サービスの利用に関する相談支援、サービス利用計画（ケアプラン）の作成を行います。

### (4) 介護保険関連事業（町委託事業）

町から委託を受け、要介護認定のための訪問調査、住宅改修の支援、視覚障がい者の外出支援等を行います。

## 9. 福祉援助事業

### (1) 児童福祉

#### ①育児用品等購入費助成事業（共同募金配分金事業）

子育て中の親を支援するために1歳までの乳児が使用する紙おむつ等の育児用品の購入費を助成します。（乳児1～2人目1万円、3人目以降3万円）

#### ②おもちゃ病院の開設、おもちゃドクターの養成

町内のおもちゃドクターに協力いただき、壊れたおもちゃを修理し子どもの物を大切にすることを育むおもちゃ病院を開設します。（2回開設予定）また、おもちゃドクターの養成・技術向上を目的とした講座を開催します。

### ③産前・産後ヘルパー派遣事業

産前・産後に母親が体調不良などにより家事や育児を行うことが大変な世帯にヘルパーを派遣し、支援を行います。

### ④新入学児童お祝い事業（共同募金配分金事業）

町内の小学校に入学する全ての児童（新1年生）の健やかな成長を願い、児童に対して記念品（文房具）を贈呈します。

## (2) 高齢者福祉

### ①食事サービス事業

調理・配達ボランティアの協力で毎月2回（第2・第4水曜日）ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯・重度障がい者世帯の内、希望者へ有料で夕食を配達します。

### ②ひとり暮らし高齢者等訪問事業

地域でひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯を職員が訪問し、生活状況の確認・福祉課題の有無の聞き取りを行うとともにふれあいや見守りを行います。

### ③歳末食事サービス事業（共同募金配分金事業）

ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯の方に明るい新年を迎えていただけるよう町赤十字奉仕団の協力で、年末にお節料理などを届けます。

### ④歳末お便り激励事業（共同募金配分金事業）

民生児童委員の協力により75歳以上のひとり暮らしの高齢者宅へ年賀状を作成・送付します。

### ⑤寝たきりの高齢者に対する布団乾燥サービス（共同募金配分金事業）

寝たきりの高齢者に気持ちよく新年を迎えていただけるよう、使用している布団や毛布の消毒・乾燥を行います。

### ⑥福祉用具貸与事業（介護用ベッド、車いす、松葉杖、エアーマット）

病院からの一時退院やケガなどにより、短期間介護用品が必要になる介護保険の対象とならない方に対して福祉用具を無料で貸与します。

## (3) 障がい者福祉

### ①障害者在宅生活自立支援事業

障がい者が自宅において自立した生活ができるようホームヘルパーが介護や家事の支援を行います。

### ②障がい者移動支援事業（町委託事業）

八百津町が実施する地域生活支援事業の支給決定を受けた外出時の介助が必要な障がい者に対して、ヘルパーを派遣し社会参加を促進します。

### ③重度心身障がい者等へ交通費の助成（町委託事業）

重度心身障がい児・者、人工透析治療を受けている方に対し、通院のための交通費（タクシー代・ガソリン代）を支給します。

### ④視覚障がい者へ音訳サービス

音訳ボランティア山びこ会の協力を得て、福祉だより・町広報等を音訳し町内の視覚障がい者へ郵送します。

#### ⑤車いす搭載軽自動車（きぼう号）の貸出し

車いすを使用する高齢者や障がい者などの外出を支援するため、車いすのまま乗り込める軽自動車の貸出しを行います。

#### (4) 母子・父子福祉

##### ①仲よし親子のつどい（共同募金配分金事業）

母子・父子家庭の親子の夏の思い出づくりとして夏休み期間中に日帰りのバス旅行を行います。

#### (5) 低所得者福祉

##### ①生活福祉資金の活用指導（県社協委託事業）

岐阜県社会福祉協議会からの委託を受け、必要な資金を他機関からの借り入れることが困難な低所得世帯、高齢者、障害者に対し、世帯の経済的自立を目的として民生児童委員と連携しながら資金の貸付と必要な援助・指導を行います。

##### ②生活一時資金の貸付

緊急的に生活費等を必要とする方に対して、他の援助を受けるまでの間、本会独自に5万円を上限として資金の貸し付けを行います。

##### ③日常生活自立支援事業利用料の助成（共同募金配分金事業）

日常生活自立支援事業の利用者の内、所得が低い方に対して利用料の一部を助成します。（利用料の半額を助成）

##### ④食糧支援の仕組みづくり

病気や障がい、離職などにより困窮状態となり食べる物に困る方があった場合に提供する少量の食糧の備蓄を住民と協力して行い、緊急的な食糧提供に対応します。

#### (6) 被災者福祉

##### ①災害見舞金の支給

自然災害や火災により住民が被災した場合、災害見舞金を支給します。

##### ②災害被災者支援活動

町内で大規模な災害が発生し、町外からボランティアの受入れが必要となった際に町災害対策本部と協議の上、災害ボランティアセンターを立ち上げて被災者からのニーズの受け付け、ボランティア派遣等の調整を行います。また、必要に応じて赤十字奉仕団に協力をいただいて炊き出しを実施します。

#### (7) その他の福祉

##### ①戦没者合同追悼式の開催（町補助事業）

町内の戦没者を追悼し、平和を祈念する追悼式を町連合遺族会、行政と協力して開催します。

### 10. 運営基金の造成

#### (1) 運営基金の積立と活用

福祉充実計画を検討する中で、運営基金の積立目的について改めて検討を行い積立計画の明確化を行います。

## 1 1. 共同募金運動等への協力

### (1) 赤い羽根募金・歳末たすけあい募金

自治会を通じて住民へ助け合いの精神と福祉への参加を呼びかけ、募金の拡大に努めます。また、法人や社会福祉施設への募金の募集、町産業文化祭において街頭募金、福祉センターでの窓口募金を実施します。

### (2) その他の募金（災害義援金等）

大規模な自然災害などが発生した場合、各都道府県共同募金会が行う災害義援金等の募集に対し、迅速かつ適切な対応を行います。

## 1 2. その他

### (1) レクリエーション器具及び福祉関係図書の貸出し

地域の集まりなどで行うレクリエーションに使用する器具や点字・手話のテキスト等の貸出しを行います。

### (2) 学校、ふれあいいきいきサロン等で使用する器材の貸出し

学校の福祉教育で使用する高齢者体験セット・点字板・白杖・アイマスク、いきいきサロンで使用するマイク設備・DVDデッキ・ハンドベル等の器材の貸出しを行います。

### (3) 福祉関係者及び団体の活動支援

本会が事務局となっている下記団体の活動支援を行います。

- ・町老人クラブ連合会
- ・町身体障がい者福祉協会
- ・町赤十字奉仕団